

緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証)の概要

対象

- 指定業種(545業種)に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

効果

- 2億8千万円(うち無担保8千万円)まで別枠で保証可能
- 責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)

期間

- 10月31日から1年半。この間、約6兆円の利用を想定。

◆対象業種は3ヶ月に1回の見直し。

◆金融審査に当たって中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するよう基本方針を提示(中小企業庁→信用保証協会連合会→各保証協会)

例:2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

◆信用保証協会や金融機関の対応に不満や疑問があれば、経済産業局等の「緊急相談窓口」で聴取・対応。

業種指定要件(緊急保証制度)

○ 売上減少業種

- ・過去3ヶ月平均で前年比▲3%、最近月で▲5%(経済成長率が鈍化していることをふまえ**要件緩和**、従来は▲5%、▲7%)
直近の名目成長率 ▲3.3%/年

○ 転嫁困難業種

- ・主要原材料が過去3ヶ月平均で前年比+20%、価格転嫁率が60%以下(中小企業の8~9割が60%以下しか転嫁できていない状況をふまえ**要件緩和**、従来は価格転嫁率0%)

主要原材料: 単独で原価の20%超または複数で40%超(**要件緩和**)

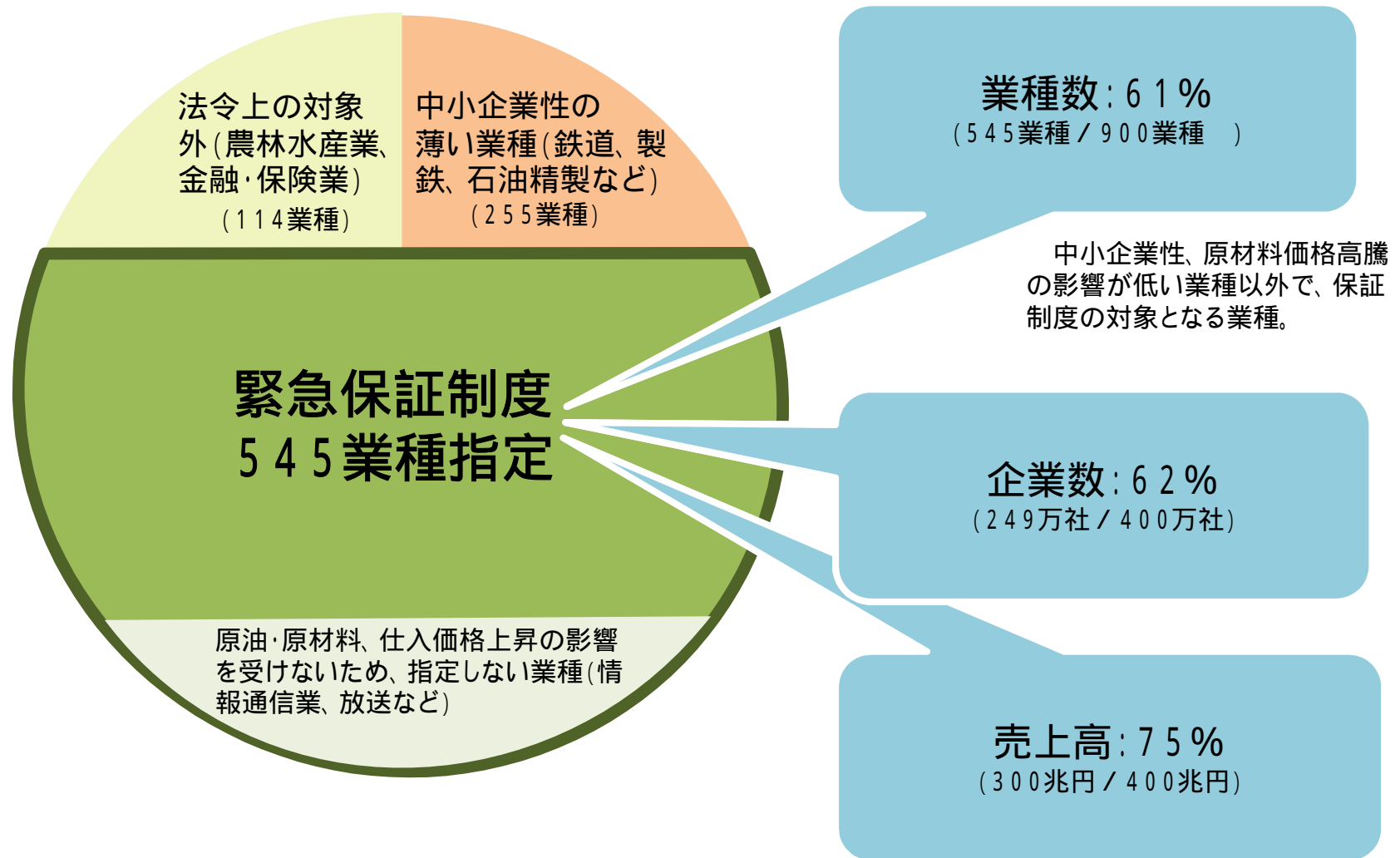
原油、石油製品に加え、石油化学製品、天然ゴム、鉄鉄・鋼材、銅、アルミなど金属、紙、木材、米穀・麦・砂糖・酪農製品・魚介類・肉類など食品、プラスチック製容器、缶・瓶など幅広く追加(**要件緩和**)

- ・主要商品の過去3ヶ月平均の仕入価格が前年比+10%以上、販売価格の上昇率が仕入価格の上昇率の50%以下(**新規基準**)

主要商品: 販売額の50%を超える商品(群)

業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー



緊急保証制度実施のスケジュール

10月21日

緊急保証
制度
及び
対象業種の
決定

10月22日

各信用保証協会等
代表者との会議
(経済産業大臣主催)

10月28日

対象業種
官報告示

10月31日

緊急保証
制度開始

周知徹底、システム対応など

9月24日

緊急相談窓口
(全国約900か所)

10月初旬

中小企業金融に関する意見交換会
(全国150カ所)

12月初旬